

第21回 かすかべ平和フェスティバル

テーマ「戦争はイヤだ、平和でなくちゃ」

春日部市非核平和都市宣言の普及啓発を図り、平和の大切さや戦争の悲惨さを広く市民に周知し、平和の重要性について考えるきっかけとするため毎年開催しています。

詳しくは
市で



とき 8/1(土) 10:00~17:00

ところ 庄和市民センター正風館

問 春日部市平和フェスティバル実行委員会事務局
(市民参加推進課内) (TEL 048-736-1127)

大ホールでのイベント

- 春日部市非核平和都市宣言の朗読
- 四谷姉妹による公演

「今こそみんなで平和の種まき」

とき …14:00~(13:20開場)

費用 …千円

申し込み …6/16(火)の9:00から直接、市役所3階市民参加推進課、または同センターへ

展示イベント

- 平和に関する展示

とき …8/1(土)・2(日) 10:00~17:00

(2(日)は15:30まで)



四谷姉妹

プレイベント

ところ …市民活動センター「ぼぼら春日部」

- 早乙女 弘枝さんミニコンサート 他

とき …7/25(土)13:30~(13:00開場)

- パネル展示「憲法かるた・沖縄の現状」

とき …7/17(金)~31(金) 15:00~

(31(金)は12:00まで)

春日部市平和フェスティバル実行委員会は、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。興味がある人は、直接問い合わせ先まで。



後期高齢者医療資格確認書などが送付されます

問 国民健康保険課 (TEL 048-796-8679)

令和8年度の一斉更新時から、資格確認書などの運用が変わります

資格確認書を交付

対象…▶85歳以上の人 ▶84歳以下でマイナ保険証を持っていない人 ▶84歳以下でマイナ保険証を持っているが、資格確認書の継続申請をしている人

資格情報のお知らせを交付

対象…▶84歳以下でマイナ保険証を持っており、継続申請をしていない人

※年齢は令和8年8月1日時点。資格情報のお知らせの交付対象でも、申請することで、資格確認書の交付が可能。詳しくは同課へ

限度額を超える支払いが免除されます

資格確認書交付対象者で、すでに限度区分が記載されているものを持っている場合は、継続して資格確認書に限度区分が記載されます。限度区分が記載された資格確認書を医療機関などに提示することで、今までと同じように限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証を持っている人は、引き続きマイナ保険証を使用することで、限度額を超える支払いが免除されます。

特定記録郵便で郵送します

希望により、簡易書留郵便に変更できます。希望する人は、6/26(金)までに、市役所2階国民健康保険課、または庄和総合支所2階福祉・健康保険担当へ申し込んでください。

資格確認書は、住民登録の住所に送ります

住民登録の住所以外に住んでいる場合や、住居に表札がない場合、配達されないことがあります。集合住宅などに住んでいる人で、棟・室番号まで登録していない人は、住民登

録の変更をお願いします。

住民登録地以外への送付を希望する場合は、送付先を変更する手続きが必要です。

後期高齢者医療保険料均等割額の軽減

所得の少ない人は、同一世帯内の被保険者および世帯主の令和7年中の総所得金額などの合計額が軽減判定基準以下の場合には、表1のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

また、令和8年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に発送します。

表1 基礎賦課分・子ども分の均等割額の軽減

均等割額軽減割合	軽減判定基準(世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)
7割 ^{*1}	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 ^{*2} - 1)
5割	基礎控除額(43万円) + 31万円 ^{*3} × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額(43万円) + 57万円 ^{*3} × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

※1 令和8年度および令和9年度は、基礎賦課分のみ7.2割軽減

※2 年金・給与所得者の数とは、同一世帯内の被保険者および世帯主のうち、給与所得がある人(給与収入が55万円超)または、公的年金等所得がある人(公的年金収入が令和8年1/1時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)の数

※3 令和8年度は軽減判定基準額が引き上げられ、軽減が拡充されています



人権それは愛 こどもの人権について~こどもたちの笑顔と未来を守るために~

問 人権共生課 (TEL 048-736-1130)
社会教育課 (TEL 048-739-6808)

こどものいじめは、たびたびニュースでも報道されるように、現在も起きている深刻な人権問題です。その種類は多岐にわたり、からかいや無視、暴力、昨今ではSNSなどでの悪口など、周りから見えにくいいじめも増加しています。被害を受けたこどもは心や体に傷を負い、不登校になったり、こころの病気を抱えてしまったりする場合があります。

いじめは身近な問題であり、周りの大人が

こどものちょっとした変化に気付いてあげることが大切です。家庭では、学校での様子や友達のことについて質問してみたり、こどもの様子を確かめたりして、衣類が汚れている、持ち物が壊れている、元気がないなど、いつもと様子が違うと感じたら、まずはゆっくり話を聞いてあげましょう。

もし、いじめに気付いたら、ためらわず学校や相談窓口にご相談してください。

いじめは決してひとごとではありません。私たち一人一人の関心と行動が、こどもたちの笑顔と未来を守ることになります。家庭だけでなく地域全体で取り組み、いじめのない社会を目指していきましょう。

